

【契約健診機関以外で受診した場合の費用及び提出書類等】

(令和8年4月1日付一部改正)

- 健診受診者は、必ず全ての特定健診項目を含んだ健診項目を受診すること。【必須条件】
- 個々が負担する費用に係る消費税は、個々が負担する。

健診受診期間	4月～3月(期間厳守)	請求申請期日	当年6月～翌年4月10日(健保受理分)まで
--------	-------------	--------	-----------------------

● 健 診 (金額:税込)

	健診費用等(上限額・対象者)	費用負担区分												
人間ドック	【対象者】 35歳以上の被保険者及び 40歳以上の被扶養者 上限金額 44,000円	被保険者(35歳以上) <table border="1"> <tr> <td>個人負担</td> <td>上限金額まで</td> <td>13,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上限金額以上 (>44,000円)</td> <td>13,200円+上限額 を超える金額</td> </tr> </table> 事業主・健保は個人負担を除いた金額を各々半額負担する。 被扶養者(40歳以上) <table border="1"> <tr> <td>個人負担</td> <td>上限金額まで</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上限金額以上 (>44,000円)</td> <td>22,000円+上限額 を超える金額</td> </tr> </table> 健保は個人負担を除いた金額を負担する。	個人負担	上限金額まで	13,200円		上限金額以上 (>44,000円)	13,200円+上限額 を超える金額	個人負担	上限金額まで	22,000円		上限金額以上 (>44,000円)	22,000円+上限額 を超える金額
個人負担	上限金額まで	13,200円												
	上限金額以上 (>44,000円)	13,200円+上限額 を超える金額												
個人負担	上限金額まで	22,000円												
	上限金額以上 (>44,000円)	22,000円+上限額 を超える金額												
生活習慣病	【対象者】 全被保険者 上限金額 24,200円	被保険者(全年齢) <table border="1"> <tr> <td>個人負担</td> <td>上限金額まで</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上限金額以上 (>24,200円)</td> <td>上限額を超える金額</td> </tr> </table> 事業主・健保は個人負担を除いた金額を各々半額負担する。	個人負担	上限金額まで	0円		上限金額以上 (>24,200円)	上限額を超える金額						
個人負担	上限金額まで	0円												
	上限金額以上 (>24,200円)	上限額を超える金額												
家族健診	【対象者】 20歳以上の被扶養者※学生除く 上限金額 24,200円	被扶養者(20歳以上/学生除く) <table border="1"> <tr> <td>個人負担</td> <td>上限金額まで</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上限金額以上 (>24,200円)</td> <td>上限額を超える金額</td> </tr> </table> 健保は個人負担を除いた金額を負担する。	個人負担	上限金額まで	0円		上限金額以上 (>24,200円)	上限額を超える金額						
個人負担	上限金額まで	0円												
	上限金額以上 (>24,200円)	上限額を超える金額												

● オプション項目・・・ピロリ菌検査は年齢制限なし (金額:税込)

	健診費用等(上限額・対象者)	費用負担区分						
脳検査	【対象者】 全被保険者 35歳以上 上限金額 38,500円	被保険者(35歳以上) <table border="1"> <tr> <td>個人負担</td> <td>上限金額まで</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上限金額以上 (>38,500円)</td> <td>11,000円+上限額を を超える金額</td> </tr> </table> *健保は個人負担額を除いた金額を負担する。	個人負担	上限金額まで	11,000円		上限金額以上 (>38,500円)	11,000円+上限額を を超える金額
個人負担	上限金額まで	11,000円						
	上限金額以上 (>38,500円)	11,000円+上限額を を超える金額						
*令和8年度より 契約外機関でも可	【対象者】 被扶養者 40歳以上 上限金額 11,000円	被扶養者(40歳以上) <table border="1"> <tr> <td>個人負担</td> <td>健保の負担額(11,000円)を 除いた額</td> </tr> <tr> <td>健保負担</td> <td>11,000円</td> </tr> </table>	個人負担	健保の負担額(11,000円)を 除いた額	健保負担	11,000円		
個人負担	健保の負担額(11,000円)を 除いた額							
健保負担	11,000円							
婦人科健診 (乳がん・子宮がん) *子宮体がんは 50歳以上	【対象者】 全被保険者及び 20歳以上の被扶養者 ※学生除く 上限金額(合算) 8,800円	被保険者及び被扶養者※学生除く <table border="1"> <tr> <td>個人負担</td> <td>上限額を超える金額(>8,800円)</td> </tr> </table> 乳がん健診・子宮がん健診をそれぞれ単独で受診の場合、 各々4,400円が上限 *乳がん健診は、マンモグラフィ検査と超音波検査のどちらか一方の受診とする。 *子宮がん健診は、子宮頸がんと子宮体がんのどちらか一方の受診とする。但し、子宮体がんは50歳以上を対象。	個人負担	上限額を超える金額(>8,800円)				
個人負担	上限額を超える金額(>8,800円)							
PSA(前立腺がん)健診	【対象者】 全被保険者・全被扶養者で 50歳以上の男性 上限金額 3,300円	被保険者及び被扶養者 <table border="1"> <tr> <td>個人負担</td> <td>上限額を超える金額(>3,300円)</td> </tr> </table>	個人負担	上限額を超える金額(>3,300円)				
個人負担	上限額を超える金額(>3,300円)							
ピロリ菌検査	【対象者】 全被保険者・全被扶養者 上限金額 3,300円	被保険者及び被扶養者 <table border="1"> <tr> <td>個人負担</td> <td>上限額を超える金額(>3,300円)</td> </tr> </table>	個人負担	上限額を超える金額(>3,300円)				
個人負担	上限額を超える金額(>3,300円)							
骨密度検査	【対象者】 全被保険者・全被扶養者で 50歳以上の方 上限金額 3,300円	被保険者及び被扶養者 <table border="1"> <tr> <td>個人負担</td> <td>上限額を超える金額(>3,300円)</td> </tr> </table>	個人負担	上限額を超える金額(>3,300円)				
個人負担	上限額を超える金額(>3,300円)							

- 【注】 健診受診者は、必ず全ての特定健診項目を含んだ健診項目を受診すること。【必須条件】
- 【注】 費用の請求は、健診費用支給申請書に領収書及び健診結果表(写)並びに問診票(写)を必ず添付して請求してください。(受診者は上記の添付資料が全て揃わない場合、健保からの補助は受けられません)
- 【注】 旧DM健保加入事業所の本年度の「被保険者」の健診については、従来通り事業主が主体の健診とし、補助金申請書は旧DM健保時代の用紙を使用し、事業所ごとに請求をしてください。補助金額・申請方法・健診方法も何ら変更はございません。
- 【注】 学生は、学校保健安全法により各学校での健診受診となるため、当健康保険組合が実施する健康診断の対象外となります。